

# 令和2年度鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会 名簿

日時 令和3年3月18日(木)  
午後1時30分から3時30分まで  
場所 県立図書館大研修室

(敬称:略)

| 区分      | 氏名                 | 所属等  | 備考 |
|---------|--------------------|--|----|
| 学識経験者   | おおしろ ひとし<br>大城 等   | 元(公財)ヘルスサイエンスセンター鳥根 医療技監 研究局次長<br>元鳥根県保健環境科学研究所 所長 (資格:医師) |    |
|         | こやま まさみ<br>小山 雅美   | 鳥取県介護支援専門員連絡協議会 副会長<br>(資格:介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士)            |    |
|         | おむろ まりこ<br>尾室 万里子  | 鳥取県東部医師会在宅医療介護連携推進室 (資格:保健師)                               |    |
| 医療を受ける者 | はやし ひとみ<br>林 仁美    | 鳥取県連合婦人会会員   |    |
|         | なかしま さつき<br>中島 さつき | 鳥取県金属熱処理協業組合職員 (健康経営マイレージ事業知事表彰事業所)                        |    |
|         | はなぼら ひであき<br>花原 秀明 | 全国健康保険協会鳥取支部評議会 被保険者代表委員                                   |    |
|         | 欠員                 | 公募委員   |    |
| 医療の担い手  | くるま みほ<br>來間 美帆    | 鳥取県医師会理事 (資格:医師)   |    |
|         | こはま ひろゆき<br>小濱 裕幸  | 鳥取県歯科医師会理事 (資格:歯科医師)                                       |    |
|         | おおむら まさよし<br>大村 匡由 | 一般社団法人 鳥取県薬剤師会 常務理事 (資格:薬剤師)                               |    |
|         | まにわ ひろみ<br>間庭 弘美   | 公益社団法人 鳥取県看護協会 (鳥取市立病院看護局長)(資格:看護師)                        |    |
| 保険者     | わたなべたけひろ<br>渡邊 健浩  | 鳥取県後期高齢者医療広域連合 業務課長  |    |
|         | まえだ ひろし<br>前田 浩    | 全国健康保険協会鳥取支部 業務部長  |    |
|         | まつもと ゆかり<br>松本 縁   | 鳥取市福祉部保険年金課医療費適正化推進室長                                      |    |
|         | ながの みさと<br>永野 美里   | 米子市保険課 健康推進室長  |    |

| 区分  | 氏名    | 所属等                        | 備考 |
|-----|-------|----------------------------|----|
| 事務局 | 植木 芳美 | 鳥取県福祉保健部 理事監               |    |
|     | 西尾 泰司 | 医療・保険課長                    |    |
|     | 平尾 幸雄 | 医療・保険課 課長補佐                |    |
|     | 宮本 卓哉 | 医療・保険課 係長                  |    |
|     | 阿部 春香 | 医療・保険課 主事                  |    |
|     | 船橋 正則 | 全国健康保険協会鳥取支部 総務部 企画総務グループ長 |    |

## 鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第9条第1項による都道府県医療費適正化計画（以下「適正化計画」という。）の策定（変更を含む。）、法第11条第1項による進捗状況、同条第2項による適正化計画の進捗状況に関する調査分析及び法第12条第1項による適正化計画の実績に関する評価
- (2) 法第9条第9項による適正化計画の実施に係る保険者等への協力要請
- (3) 法第13条による診療報酬に係る厚生労働大臣への意見及び法第14条第2項の厚生労働大臣の協議

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号により知事が任命する。ただし、第1号の医療を受ける者のうち1名は公募により委員を任命することとする。

- (1) 医療を受ける者 4名
  - (2) 医療の担い手（医療提供者） 4名
  - (3) 学識経験者 3名
  - (4) 保険者 4名
- 2 知事は、必要と認めた場合には、前項によらず委員を任命できるものとする。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び委員長代理を置き、委員長の選任は互選とする。

- 2 委員長代理は、委員長があらかじめ指名する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の議長は、委員長とする。

- 2 委員会は、委員会の庶務を行う所属の長が招集する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課内において行う。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年10月2日から施行する。